

# 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

## 草津市準備委員会事務局規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会会則（以下「会則」という。）第15条第3項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 事務局は、草津市教育委員会事務局スポーツ大会推進室内に置く。

#### (所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

#### (職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる草津市職員をもって充てる。

2 前項に定める職員のほか、必要に応じ、非常勤職員および臨時職員等を置くことができる。

3 前2項の職員（以下「職員」という。）は、準備委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

#### (職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

#### (服務)

第6条 職員の服務については、草津市職員の服務に関する規程（昭和29年草津市規定第2号）の例による。

### 第2章 決裁

#### (決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(1) 総会および常任委員会の招集に関すること。

(2) 総会および常任委員会に付すべき事項に関すること。

(3) 準備委員会の委員および役員（以下「委員等」という。）の委嘱等に関すること。

(4) 準備委員会の規程の制定および改廃に関すること。

(5) その他特に重要または異例であると認められる事項に関すること。

#### (専決事項)

第8条 事務局長および事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

### 第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「国障草委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 次長

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編集し、保存しなければならない。

2 会則第19条の規定により準備委員会が解散したときは、保存する文書を草津市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、草津市文書規程（昭和61年草津市訓令第1号）の例による。

### 第4章 公印

(公印)

第13条 準備委員会の公印は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）の例による。

### 第5章 財務

(旅費等)

第14条 職員の旅費の支給については、草津市職員等の旅費に関する条例（昭和54年草津市条例第31号）および草津市職員等の旅費に関する規則（昭和54年草津市規則第28号）の例による。

2 委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の支給については、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第20号）の例による。ただし、準備委員会の会議の出席に要する経費については、支給の対象としない。

(予算)

第15条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第16条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条第2項の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第17条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(準用)

第18条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、草津市予算規則（平成6年草津市規則第9号）、草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）および草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）の例による。

第6章 補則

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

付則

この規程は、令和3年10月29日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務
<p>(1) 準備委員会の組織、人事、服務等に関すること。</p> <p>(2) 総会、常任委員会および専門委員会の開催運営に関すること。</p> <p>(3) 準備委員会の事業計画および事業報告に関すること。</p> <p>(4) 準備委員会の予算および決算に関すること。</p> <p>(5) その他準備委員会の運営に関し必要な事項に関すること。</p>

別表第2（第4条関係）

事務局長	教育委員会事務局副部長（総括）
事務局次長	教育委員会事務局スポーツ大会推進室長
事務局職員	教育委員会事務局スポーツ大会推進室職員

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答および報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 非常勤職員、臨時職員等の任免手続きに関すること。	○	
(3) 非常勤職員、臨時職員等の服務に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 旅行の命令に関すること。	委員等、事務局次長	事務局職員、非常勤職員、臨時職員等
(6) 予算の執行に関すること。	1件の予定価格が500万円以上のもの	1件の予定価格が500万円未満のもの
(7) その他	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの	前各号に掲げるもののほか、これらに類するものと認められる事項に関するもの

別表第4（第9条関係）

決裁権者	代決者
会長	会長があらかじめ指名する準備委員会副会長
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局次長があらかじめ指名する職員

別表第5（第13条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会会長之印	正方形	27ミリメートル	てん書	会長名をもってする文書
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会事務局長之印	同上	24ミリメートル	同上	事務局長名をもってする文書
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会事務局次長之印	同上	21ミリメートル	同上	事務局次長名をもってする文書